

# 資料 1 6-3

## 役員退職手当支給規程

(平成17年9月1日 平成17年規程第5号)

### (総則)

第1条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員（非常勤を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの全額を控除し、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に内閣府独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

### (在職期間等の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

### (国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書きの適用に係る本俸月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員（常時勤

務に服することを要しない者を除く。)となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項に規定する在職期間を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなして同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 前項の場合において当該退職の日における本俸月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(再任等の場合の取扱)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときはも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときはその人数により等分して支給する。

(退職手当の返納等)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては、退職手当法を準用する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。